平成２３年（フ）第３４６号
岡山市南区東畦688番地19
債務者　小井　昭徳
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５号
熊本県八代郡氷川町若洲17番地
債務者　星田　淳子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４２６号
栃木県宇都宮市平松本町357番地１　ヴィラウイスタリアＡ102、前住所栃木県宇都宮市今泉新町30番地２
債務者　大金　京子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３８号
栃木県宇都宮市鶴田１丁目８番２号　エステート石島103
債務者　杉野　敏雄
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４３号
栃木県宇都宮市下栗町772番地215　田崎ハイツ203、前住所栃木県宇都宮市平松本町416番地35　ハイツ・オーエム105号室
債務者　中山　真希（旧姓大根田）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９号
長野県佐久市岩村田1090番地１　プレジュールみすず201
債務者　塚田　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第３１３号
岡山市南区並木町１丁目５番７号
債務者　徳永　孝則
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１５２号
東京都東久留米市南沢４丁目９―54
債務者　河野　大作
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１７９号
東京都中野区白鷺２丁目48―20―202
債務者　藤井　則文
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１８７号
神奈川県横須賀市長浦町１丁目21―203
債務者　飯塚菜穂子（旧姓服部・齊藤）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２１７号
東京都足立区江北３丁目５―10―102
債務者　田代　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２４４号
東京都練馬区大泉町４丁目26―17
債務者　蕨野眞由美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２５９号
東京都渋谷区笹塚２丁目33―11―204
債務者　門野　紀子（旧姓平塚）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２８２号
東京都練馬区西大泉６丁目４―17―203
債務者　大澤　利幸
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３０６号
東京都世田谷区桜丘３丁目４―３―201
債務者　小川万里子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３１９号
東京都板橋区高島平８丁目６―４―302
債務者　富井　政夫
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部